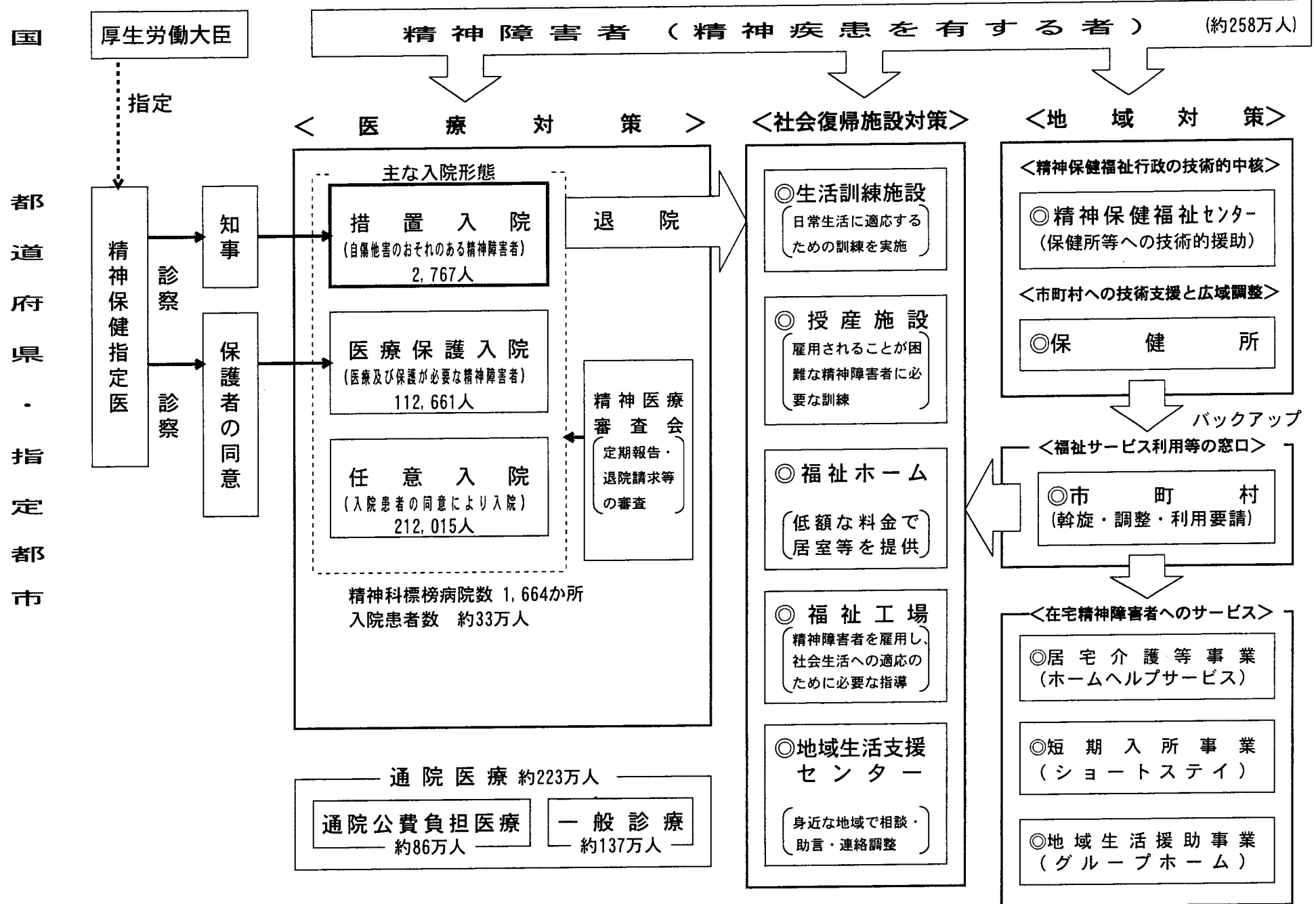


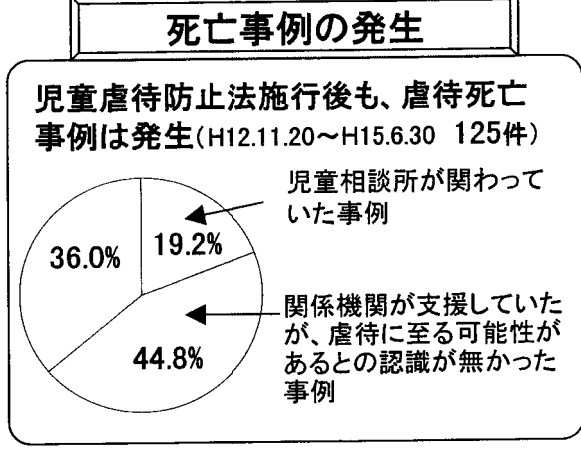
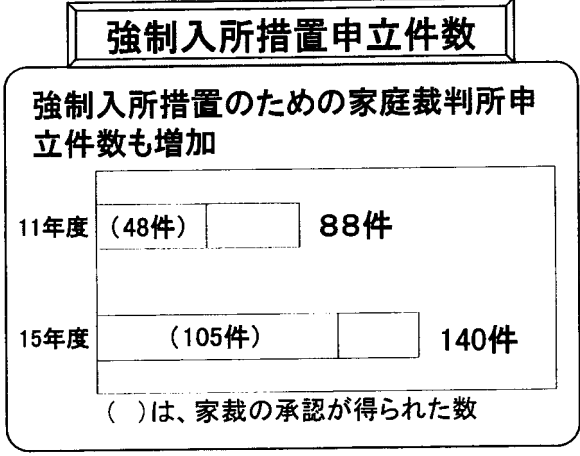
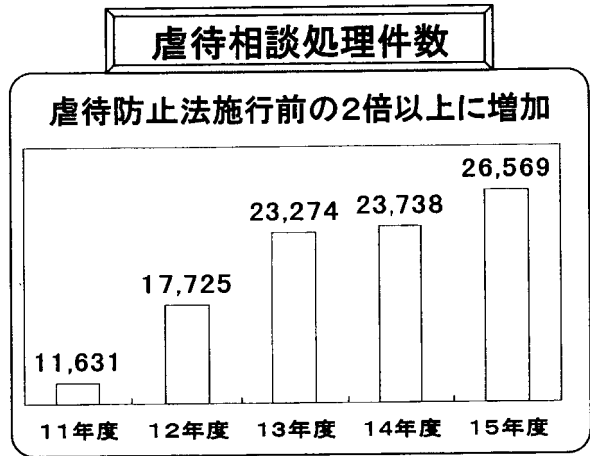
精神障害者保健福祉施策の概要



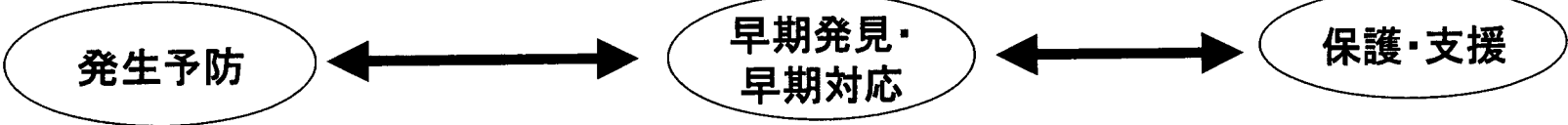
※ 推計精神障害者数は平成14年患者調査、その他は平成14年精神保健福祉課調。

児童虐待の現状と今後の対応について

児童虐待防止対策は、社会全体として早急に取り組むべき課題



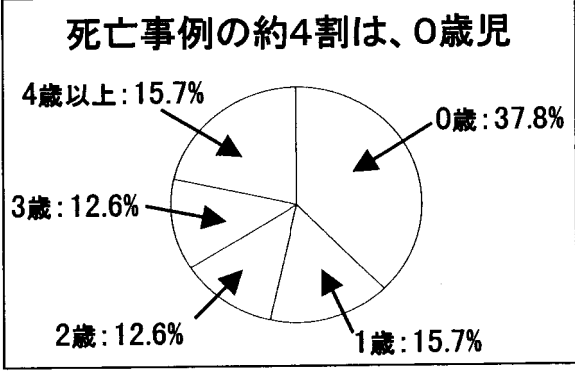
児童虐待を防止し、児童の健全な心身の成長、自立を促すためには、切れ目のない総合的な支援が必要。



虐待は、

- ・ 身体発育の阻害
- ・ 知的発達の阻害
- ・ 情緒面の問題
- ・ 世代間連鎖

なども引き起こすと言われている。



- 児童養護施設の入所率
86.6%
- 児童養護施設への新規入所児童のうち、虐待を受けたことのある児童の割合
52.2%

発生予防

一般子育て支援(孤立化防止)

- ・つどいの場の拡充
- ・地域子育て支援センターの拡充
- ・一時保育 等

虐待ハイリスクの家庭の把握・リスク低減(母子保健活動)

- ・健診に心理相談員、保育士の配置
- ・周産期の家庭訪問
- ・周産期医療施設との連携強化 等

育児支援のための家庭訪問

- ・自ら訴え出ないが過重な育児負担のある家庭を訪問し、育児支援を行う事業を創設

虐待を認めない社会づくり

- ・中高生の乳幼児ふれあい体験
- ・様々な媒体を活用した広報
- ・児童虐待防止推進月間の創設

早期発見・早期対応

児童相談所の体制・機能強化

- ・児童福祉司の地方交付税積算基礎人数の増員
- ・弁護士、精神科医等との連携
- ・家庭裁判所の関与の強化

児童相談所職員の資格、研修の充実等

- ・専門研修の実施
- ・児童相談所長の研修義務化
- ・児童福祉司の任用要件の見直し(実務経験を要求)

市町村による相談援助の実施

虐待防止ネットワークの法定化

専門家による児童虐待等要保護事例の検証

保護・支援

児童福祉施設等の機能・システムの充実

- ・地域小規模児童養護施設の拡充
- ・心理療法担当職員の配置
- ・個別対応職員の配置
- ・児童福祉施設の年齢要件見直し
- ・里親支援の拡充

施設退所後の支援の充実

- ・施設退所児童に生活福祉資金貸付
- ・雇用促進住宅の入所条件緩和
- ・アパート身元保証人に対する債務保証制度
- ・施設の業務として、退所児童に対する相談援助を追加
- ・年長児童を対象とする自立援助ホームの業務に「就業の支援」を明記

※ 青字は今年度から実施しているもの
 ※ 赤字は児童福祉法の改正案に盛り込まれているもの

虐待の背景は多岐に渡る。福祉関係者のみならず、医療、保健、教育、警察など地域の関係機関や地域住民の幅広い協力体制を構築し、児童虐待防止対策を実施していくことが有効

薬事監視員による監視指導

厚生労働省、都道府県、保健所を設置する市、特別区に薬事監視員3,547名(平成16.4.1現在)が配置され、医薬品等の品質不良、不正表示、虚偽誇大広告等の指導取締を実施(薬事法(昭35年法145)第77条)。

(製造業者、販売業者等の施設への立入検査、不良品等を見つけた場合の販売の禁止と回収の指示等の措置、施設の改築命令、検査命令等、業務停止等の行政処分の実施)

なお、薬事監視員は、厚生労働大臣、都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長が、国、都道府県、保健所を設置する市又は特別区の職員のうち、一定の要件を満たした者から命ずる。

平成16年11月26日
 医薬食品局監視指導・麻薬対策課
 菅原(内2769)

薬事監視状況

○ 業種別

(平成15年4月～平成16年3月末)

	許可届出施設数 年度末現在	立入検査施行施設数 年度中	違反発見施設数 年度中	違反発見件数(年度中)													処分件数(年度中)					告発件数 年度中
				無許可・無届業	無許良品	不正表示品	虚偽・誇大広告等	毒劇薬の譲渡等	毒劇薬の貯蔵陳列	要指示医薬品の記録等	制限品目の販売	構造設備の不備	その他	計	許可取消・業務停止	構造設備の改修命令等	検査命令等	廃業等	その他	計		
																					違反発見	
総数	493,932	197,653	8,830	191	461	109	235	604	396	1,503	89	229	1,097	8,049	12,963	29	3	-	4	5,805	5,841	1
製薬業	49,956	26,243	3,625	38	8	32	155	145	836	65			657	3,649	5,585	10	2	-	-	2,301	2,313	-
大臣許可分	99	174	-	-	-	1	-	-	-	-			-	1	2	1	-	-	-	2	3	-
知事許可分	2,062	1,677	101	18	15	19	15	7	-	-			9	62	145	9	-	-	1	81	91	-
薬局	12,184	4,811	69	4	8	4	10	2	2	7			8	47	92	1	-	-	-	57	58	-
輸入販売業	27	119	-	-	-	-	-	-	-	-			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
大臣許可分	610	516	20	6	4	2	2	-	-	-			1	10	25	-	-	-	-	20	20	-
一般販売業	12,080	9,562	2,446	111	164	5	16	291	164	175	17		248	2,482	3,673	-	-	-	1	1,625	1,626	-
卸売一般販売業	10,896	3,931	225	2	1	3	10	3	42	-			40	232	333	-	-	-	-	164	164	-
薬種商販売業	14,393	7,176	932	72	6	9	83	80	85	7	89	91	775	1,297	2	1	-	-	-	594	597	1
特例販売業	9,405	2,683	279	11	6	-	-	2	5	140			173	337	-	-	-	-	-	171	171	-
配種	11,075	216	10	-	1	-	-	-	-	-			9	10	-	-	-	-	-	6	6	-
従事者	25,849	193	4	1	-	-	-	-	-	-			4	5	-	-	-	-	-	-	-	-
業務上取扱う施設		9,239	558	81	11	-	15		353				162	622						310	310	-
医薬部外品	1,261	635	36	1	1	5	15	1					4	15	42	1	-	-	1	31	33	-
輸入販売業	198	184	8	-	1	1	2	-					1	9	14	-	-	-	-	7	7	-
販売業		30,992	10	7	-	1	4						3	15						4	4	-
業務上取扱う施設		4,660	1	-	-	-	-	-					1	1						1	1	-
化粧品	1,880	942	86	3	29	2	41	5					10	65	155	1	-	-	1	70	72	-
輸入販売業	1,440	970	79	1	3	1	43	-					2	78	128	-	-	-	-	84	84	-
販売業		28,442	16	3	-	4	8						4	19						9	9	-
業務上取扱う施設		3,315	3	1	-	2	-						-	3						2	2	-
医療用具	2,577	1,628	112	6	10	22	22	4					9	107	180	4	-	-	-	90	94	-
製造業	4,230	584	4	3	-	-	-	-					-	1	4	-	-	-	-	4	4	-
輸入販売業	2	-	-	-	-	-	-	-					-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
知事許可分	1,424	1,230	93	4	8	14	16	1					10	75	128	-	-	-	-	77	77	-
販売業	311,336	42,031	105	32	3	-	2	18					6	69	130	-	-	-	-	80	80	-
賃貸業	20,948	10,901	6	1	-	-	-	-					1	14	16	-	-	-	-	15	15	-
業務上取扱う施設		4,599	2	-	-	-	-	-					2	2						-	-	-

注)平成15年度衛生行政報告例による

毒物及び劇物取締法の規制概要

【規制対象物】

毒物: 毒性の高いシアン化ナトリウムなど98項目

劇物: 毒物に準じた毒性を有する硫酸など352項目

特定毒物: 毒物のうち特に毒性が高いモノフルオール酢酸など17項目

製造・輸入

販売

使用(業務上の使用者)

廃棄

登録 厚生労働大臣 / 都道府県知事

義務

- 毒劇物の表示(物、保管庫)
- 毒物劇物取扱責任者の設置
- 盗難、飛散、漏えい等の防止
- 盗難時等の警察等への届出
- 販売・譲渡記録の5年間保管 等

登録 都道府県知事等

- 一般販売業
- 農業用品目販売業
- 特定品目販売業

義務

- 毒劇物の表示(物、保管庫)
- 毒物劇物取扱責任者の設置
- 盗難、飛散、漏えい等の防止
- 盗難時等の警察等への届出
- 販売・譲渡記録の5年間保存 等

要届出(都道府県知事)

○対象

- 電気メッキ業(無機シアン)
- 金属熱処理業(無機シアン)
- 液体状の毒劇物の大量運送業
- しるあり防除業(砒素)

○義務

- 毒劇物の表示(物、保管庫)
- 取扱責任者の設置
- 盗難、飛散、漏えい等の防止
- 盗難時等の警察等への届出等

届出不要

○対象

要届出に該当しない全ての事業者
(例: 研究者、農家)

○義務

- 毒劇物の表示(物、保管庫)
- 盗難、飛散、漏えい等の防止
- 盗難時等の警察等への届出等

廃棄方法

- 中和、加水分解、酸化、還元、希釈その他の方法
- 少量ずつ放出又は揮発(ガス体、揮発性)
- 少量ずつ燃焼(可燃性)
- 地中に埋める又は海中に沈める
等保健衛生上 危害を生じない方法

運搬

運搬規制

- 容器の基準、運搬容器への表示、積載様態等の規制

義務 (一定量以上の毒劇物を運搬する場合)

- 防毒マスク等保護具の常備(運搬車両)
- 事故時の応急措置方法を記載した書面の常備
- 荷送人から、運搬させる毒劇物の名称、成分、含量、応急措置方法の内容を記した書面の交付等

事故の際の措置

義務 (全ての製造・輸入・販売・使用者)

毒劇物の流出事故 → 保健所、警察署、消防署に届出。必要な応急措置

毒劇物の盗難 → 警察署に届出